特定非営利活動法人ピスカリ　定款

第１章　総則

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ピスカリという。英文名をNPO Piskariとする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、馬産地である北海道浦河町にて培ってきた乗馬療育を継承し、それに関わる人材の育成と効果研究においてより一層の発展を促進するため、東京都世田谷区を拠点に事業を展開する。さまざまな馬の可能性を通し、障がいの有無・年齢・性別を問わず、あらゆる人が活躍し生きがいをもって、笑顔で暮らせる地域社会づくりと健康・福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　まちづくりの推進を図る活動
(4)　科学技術の振興を図る活動
(5)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(6)　子どもの健全育成を図る活動
(7)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(8)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　乗馬療育事業
(2)　乗馬療育に関わる人材・療育馬育成事業
(3)　乗馬療育に関する調査・研究事業
(4)　乗馬療育に関する普及・訪問事業
(5)　地域資源を活用したサービス・プログラム開発
(6)　その他、本法人の目標達成のために必要な事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)　賛助会員　　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会の申し出があったとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　法令、定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上７人以下

(2)　監事　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、理事会において選任する。

2　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

5　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

（職務）

第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。
2　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第15条第５項第４号の規定に基づき監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
2　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、電磁的方法により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において出席した理事の中から選任する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
2　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(2)　理事の職務

(3)　事業報告及び活動決算

(4)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5)　入会金及び会費の額

(6)　資産管理の方法

(7)　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)　解散における残余財産の帰属

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　会員の除名

(11)　総会に付議すべき事項
(12)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(13)　その他総会の議決を要しない業務の執行、運営に関する事項
(14)　その他、運営に関する重要事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
(3)　第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号及び第49条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　前項の議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事の総数及び出席者氏名、出席者数（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　事業に伴う収益

(5)　資産から生じる収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第 40 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（資産の区分）

第 41 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（会計の原則）

第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）

第 44 条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 46 条　この法人の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 47 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、公益社団法人又は公益財団法人又は他の特定非営利活動法人（理事会で議決したもの）に譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う

第10章　雑則

（施行細則）

第55条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	角居　勝彦
副代表理事	江刺　尚美
理　事	三浦　理佳
同	原田　愛子
同	武藤　拓也
監　事	斎藤　みわ

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和5年12月31日までとする。

6　この法人の入会金と年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初の会員については入会金を免除とする。

正会員	入会金	50,000円
	年会費	10,000円
賛助会員	入会金	なし
	年会費	1口　3,000円（1口以上）

7　この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都世田谷区上用賀2丁目1-1 JRA馬事公苑内に置く。